# 「放射能に関する総合電話窓口」放射線に関するQ&A 目次

1 食	1 食品・飲料水の安全性について ページ				
1-1	自宅等で家庭菜園をしているが、食べても大丈夫か。心配なので県で検査してもらうことは可能か。	1			
1-2	タケノコの検査結果及び出荷制限されている地域を教えてほしい。	1			
1-3	シイタケの検査結果及び出荷制限されている地域を教えてほしい。	2			
1-4	水産物の検査結果及び出荷自粛している魚種を教えてほしい。	2			
1-5	千葉県の農林水産物のモニタリング検査の状況はどうか。また、モニタリング検査は、どのように行われているのか。	3			
1-6	井戸水(地下水)は安全か。	3			
1-7	食品の基準値はベクレルで示されているが、ベクレル⇔シーベルトの換算式を教えてほしい。	4			
2 大	気等生活環境の安全性について				
2-1	県内の放射線量がどのくらいなのか、教えてほしい。	5			
2-2	県や市で、測定器の貸し出しはしているのか。	5			
2-3	土壌を測定したいがどうしたらよいか。	6			
2-4	河川や海のホットスポットに対し、県はどのように対応していくのか。	6			
3	<b>健康への影響について</b>				
3-1	被ばくにより、どのような影響があるのか。被ばく量との関係についても教えてほしい。	7			
3-2	外部被ばくと、内部被ばくの違いは何か。	7			
3-3	千葉県では、健康調査をしないのか。	8			
3-4	ホールボディカウンタなどの内部被ばく検査や、甲状腺検査を県内で行っている病院はあるか。	8			
3-5	放射線被ばくに対して、不安を感じている。具体的な内容を相談できる機関はないか。	9			
4 除	4 除染の対応について				
4-1	県有施設の除染対応は、これまでどのように行われてきたのか。	10			
4-2	庭先の線量が高いが、どうしたらよいか。	10			
4-3	除染で発生した土(汚泥)等の処分は、どうしたらよいか。	11			
4-4	個人宅の除染を行う場合、どこに頼めばよいか。また、費用はどこかに請求出来るのか。	11			
4-5	県立学校の除染の状況について教えてほしい。	12			

Q1-1	自宅等で家庭菜園をしているが、食べても大丈夫か。心配なので県で検査してもら
	うことは可能か。
A1-1	千葉県産の野菜は、県内全域でモニタリング検査を実施し、その結果については県
	及び厚生労働省のホームページに公表をしています。
	現在、基準値を越える放射性セシウムが検出された県産野菜は無く、安全性が確認
	されています。
	農作物の検査については、千葉県では個別希望に対応した検査は行っておりません。
県庁 HP	〇 県産農産物の放射性物質モニタリング検査
該当	https://www.pref.chiba.lg.jp/annou/h23touhoku/index.html
ページ	

Q1-2	タケノコの検査結果及び出荷制限されている地域を教えてほしい。
A1-2	千葉県産のタケノコは出荷開始前等にモニタリング検査を実施し、県及び厚生労働省のホームページに公表をしています。 現在、基準値を越える放射性セシウムが検出された県産タケノコは無く、安全性が確認されています。 平成31年3月31日現在、タケノコの出荷制限等が指示されている市町村はありません。
県庁 HP	〇 しいたけ・野生きのこ等の県産特用林産物の放射性物質検査結果
該当	https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/h-kensakekka.html
ページ	

Q1-3	シイタケの検査結果及び出荷制限されている地域を教えてほしい。
A1-3	千葉県産のシイタケは出荷開始前等にモニタリング検査を実施し、県のホームページで公表しています。検査結果及び出荷制限の地域については、県ホームページにおいて、最新の情報が確認できます。 なお、平成31年3月31日現在、シイタケの出荷制限が指示されている市町村は次のとおりです。
	〇原木しいたけ(露地栽培)出荷制限 10 市:我孫子市・君津市・流山市・佐倉市・ 印西市・白井市・千葉市・八千代市・山武市・富津市 〇原木しいたけ(施設栽培)出荷制限 3 市:山武市・富津市・君津市
	なお、県の定める栽培管理に即して生産され、基準値以下であることが確認された 生産者は、市町村が発行する証明書により出荷・販売可能となっています。
県庁 IP 該当 ページ	○ しいたけ・野生きのこ等の県産特用林産物の放射性物質検査結果 https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/h-kensakekka.html ○ 原木しいたけの出荷制限・出荷自粛解除について http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/shiitake-kaijo.html

Q1-4	水産物の検査結果及び出荷自粛している魚種を教えてほしい。
A1-4	千葉県産の水産物は、地域や旬などの時期を考慮の上、定期的にモニタリング検査を実施し、その結果を千葉県及び厚生労働省のホームページに公表しています。また、出荷自粛等の状況については、千葉県ホームページにおいて、最新の情報を確認できます。 なお、平成31年3月31日現在、手賀沼のギンブナ、コイ、モツゴ、ウナギ及び利根川のウナギが出荷自粛されております。詳しくは千葉県ホームページをご覧ください。
県庁 HP	〇 水産物の放射能検査結果
該当	https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoshigen/housyanou/index.html
ページ	〇 千葉県における水産物の出荷制限や出荷自粛等の状況
	https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoshigen/housyanou/jisyukuyousei/teganuma-
	motugofuna. html

Q1-5	千葉県の農林水産物のモニタリング検査の状況はどうか。また、モニタリング検査
	は、どのように行われているのか。
A1-5	県では農林水産物の放射性物質モニタリング検査を実施し、基準値等を超えるもの
	は流通をさせないようにしています。
	その検査結果については、県及び厚生労働省のホームページに公表をしています。
	検査方法については、国が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除
	の考え方」(以下「ガイドライン」という)に基づき、ガイドラインで指定された品目
	や生産状況を勘案した主要品目などについて、出回り時期や生産地等を考慮し、検査
	を計画的に実施しています。
県庁 HP	〇 農林水産物・食品関係の放射性物質測定結果
該当	https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/baa/housha/f1/nou-shoku/index.html
ページ	
1	

Q1-6	井戸水(地下水)は安全が	٥٠°.		
A1-6 井戸水(地下水)は、表流水と比較して放射性物質の影響を受ける度で されていますが、ご心配の場合は、必要に応じて民間の検査機関で検査 さい。				
	〈主な検査機関一覧〉			
	検査機関名	所在地	電話番号	検査料金(税込)
	(一財)千葉県薬剤師会	千葉市中央区中央港	043-242-5940	要相談
	検査センター	1-12-11		
	(一財)千葉県環境財団	千葉市中央区中央港 1-11-1	043-246-2078	要相談
	(公財)日本分析センター	千葉市稲毛区山王町 295-3	043-424-8661	要相談
県庁 HP	0			
該当				
ページ				

Q1-7	食品の基準値はベクレルで示されているが、ベクレル⇔シーベルトの換算式を教え
	てほしい。
A1-7	ベクレルからシーベルトの換算については、基本的には、摂取した物質ごとの臓器
	への影響を考慮して換算式が定められています。
	例えば成人が、セシウム 137 を 100Bq/kg 含む食品を 0.5 kg摂取した場合、
	100 Bq/kg × 0.5 kg× 0.013 ※= 0.65 μ Sv = (0.00065mSv) となり、
	1年間摂取し続けても、
	0.00065 mSv/h × 365 日= <u>0.24 mSv</u> となります。
	なお、シーベルトからベクレルへの換算は、非常に難しいものであり、専門の学者で
	ないと換算できないものと聞いておりますので、県ではお答えをすることができませ
	$harpho_{\circ}$
	※ 実効線量係数 (μSv/Bq):物質、摂取方法、年齢ごとに数値が決められています。
県庁 HP	0
該当	
ページ	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	

## 2 大気等生活環境の安全性について

Q2-1	県内の放射線量がどのくらいなのか、教えてほしい。
A2-1	県では、大気環境中の空間放射線量を、県内7箇所の空間放射線量率測定機(モニタリングポスト)により連続して測定しています。また、可搬式空間放射線量測定器(サーベイメータ)により、地域振興事務所及び環境研究センターの11箇所で定期的な測定を実施しています。結果については県ホームページに公表していますので、ご確認ください。 その他、県内の市町村が実施した空間放射線量率の測定結果についても、各市町村のホームページに掲載されておりますので、ご覧ください。
県庁 HP	〇 モニタリングポストによる空間放射線量の測定について
該当	https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/h23touhoku/houshasen/monitaringpost.html
ページ	〇 可搬式空間放射線量測定器等による空間放射線量測定結果
	https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/h23touhoku/houshasen/kahanshiki.html

Q2-2	県や市で、測定器の貸し出しはしているのか。
A2-2	県内各地の空間放射線量率を把握するため、可搬式の空間放射線量測定器(サーベイメータ)を、各地域振興事務所へ配備しております。 各事務所では、毎月1回定点測定を行うとともに、市町村へのサーベイメータの貸し出しも行っておりますが、個人や団体への貸し出しは行っておりません。 なお、市町村による貸し出しについては、お住まいの市町村にお問い合わせください。
県庁 IP 該当 ページ	O 県が各地域振興事務所等で実施した空間放射線量の定点測定結果(平成 23 年 7 月から継続) <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/press/2011/23teiten-midasi.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/press/2011/23teiten-midasi.html</a>

## 2 大気等生活環境の安全性について

Q2-3	土壌を測定したいがどうしたらよいか。		
A2-3	土壌から放射される放射線の状況については、地表近くの放射線量で確認できます。 個人が所有している土地の放射線量がご心配な方は、お住まいの市町村で放射線量の 測定器を貸し出ししている場合もありますので、市町村にご相談ください。 また、有料となりますが、民間の検査機関で検査することもできます。		
	<ul> <li>≪主な検査機関≫</li> <li>(一財) 千葉県薬剤師会検査センター 043-242-5940</li> <li>千葉市中央区中央港 1-12-1 受付時間 9:00~17:00</li> <li>(一財) 千葉県環境財団 043-246-2078</li> <li>千葉市中央区中央港 1-11-1 受付時間 9:00~17:00</li> <li>(公財) 日本分析センター 043-423-5325</li> <li>千葉市稲毛区山王町 295-3 受付時間 9:00~17:30</li> </ul>		
県庁 IP 該当 ページ	0		

Q2-4	河川や海のホットスポットに対し、県はどのように対応していくのか。
A2-4	事故で飛散した放射性物質は、水の流れにより、側溝などから河川、そして海へと移動し、河川や海の底に堆積する可能性があることから、国では、平成23年度から総合モニタリング計画を策定し、河川や湖沼などについて、平成24年度からは、東京湾についてもモニタリングを実施しております。また、本県においても、独自に放射性物質の状況をより詳細に把握するため、手賀沼・印旛沼流域及び東京湾における水質・底質のモニタリング調査を実施しております。 これまでの結果、水質では、放射性セシウムはすべての地点で検出されておらず、底質からは、放射性セシウムが検出されていますが、底質の放射性物質は水底にあり、水で放射線が遮蔽されることから、生活圏への影響については、極めて少ないと考えています。 今後も定期的に調査を実施し、放射性物質の状況を監視してまいります。
県庁 HP	〇 海水、砂浜、河川等に係る放射性物質調査について
該当	https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/h23touhoku/kaisui/index.html
ページ	

## 3 健康への影響について

Q3-1	被ばくにより、どのような影響があるのか。被ばく量との関係についても教えてほ
	しい。
A3-1	放射線に被ばくすると健康に影響を及ぼすことがありますが、その影響の有無と種
	類については、被ばくした量で異なります。
	100 ミリシーベルトを超える線量では、線量とともにがん死亡が増加することが確認
	されていますが、100 ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの
	影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増
	加を証明することは難しいとされています。
県庁 HP	0
該当	
ページ	

Q3-2	外部被ばくと、内部被ばくの違いは何か。
A3-2	外部被ばくと内部被ばくの違いは、放射線を発するものが体外にあるか、体内にあるかの違いです。 外部被ばくとは、地表にある放射性物質や空気中に浮遊する放射性物質、あるいは 衣服や体表面についた放射性物質等から放射線を受けることをいいます。 内部被ばくには、放射線物質が①食べ物と一緒に取り込まれる(経口摂取)、②呼吸と共に取り込まれる(吸入摂取)、③皮膚から吸収される(経皮摂取)、④傷口から体内に入る(創傷侵入)といった4つの経路があります。
県庁 IP 該当 ページ	0

## 3 健康への影響について

Q3-3	千葉県では、健康調査をしないのか。
A3-3	健康調査については、平成24年6月に「原子力事故子ども被災者支援法(略称)」が施行され国が必要な措置を講ずることとされました。平成27年8月に改訂された基本方針によりますと、専門家会議の中間取りまとめを受けて、福島県及び福島近隣県における疾病の罹患動向の把握に取り組むこととするとしています。県としては、今後も、国の動向を見守ります。
	法律名:「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」 専門家会議:「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」
	基本方針:「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」
県庁 HP 該当	0
ページ	

Q3-4	ホールボディカウンタなどの内部被ばく検査や、甲状腺検査を県内で行っている病
	院はあるか。
A3-4	県内で放射線の健康影響に関する不安解消のためのホールボディカウンタ及び甲状
	-   腺検査を実施している医療機関は把握していません。
	- 甲状腺検査については、ほかの症状を有して治療を目的とする場合、内分泌外来の
	ある医療機関にお問い合わせください。
	現在、県内の以下の市においては、健康不安の軽減を目的に検査費用の補助事業を
	実施していますので、これらの市に在住の方は、各市にお問い合わせください(市によ
	   り実施期間・対象年齢などの事業内容に違いがあります。)。
	○ 内部被ばく(ホールボディカウンタ)検査費用の助成を行っている市: 4市
	柏市、我孫子市、印西市、白井市
	○甲状腺検査費用の助成を行っている市:6市
	柏市、松戸市、我孫子市、白井市、野田市、鎌ケ谷市
県庁 HP	〇 千葉県ホームページ医療機関名簿 ちば医療なび
該当	http://www.iryo.pref.chiba.lg.jp/
ページ	
L	

## 3 健康への影響について

Q3-5	放射線被ばくに対して、不安を感じている。具体的な内容を相談できる機関はない
40.0	
	か。
A3-5	放射線被ばくの詳細については、放射線と人々の健康に関わる国内唯一の研究機関
	である放射線医学総合研究所(千葉市稲毛区)に、健康相談カウンセラーと放射線の専
	門家が協力して、健康影響に関する相談を受け付ける窓口がございますので、そちら
	にご相談ください。
	平成 31 年 3 月末現在、相談窓口の電話番号は 043-290-4003、対応時間は平日の火曜
	日、金曜日(祝日を除く)の午後1時から午後4時までとなっております。
県庁 HP	0
該当	
ページ	

## 4 除染の対応について

Q4-1	県有施設の除染対応は、これまでどのように行われてきたのか。
A4-1	県は平成24年4月に「千葉県放射性物質除染実施プラン」を策定し、計画測定時に除染対策目標である毎時0.23マイクロシーベルトを超える線量が計測された77施設を除染対象施設として定めました。 除染実施プラン対象施設の除染については、平成25年3月までに対象施設の全てについて、除染対策目標未満であることを確認しています。 対象施設についてはモニタリングを実施し、対策目標を超えた事例はなく、線量の上昇傾向も確認されなかったため、現在は状況の変化等により測定や除染措置等が必要となった場合には、対応を行っています。
県庁 HP	〇「千葉県放射性物質除染実施プラン」について
該当	https://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/josennplan.html
ページ	

Q4-2	庭先の線量が高いが、どうしたらよいか。
A4-2	まずは線量が高い原因の箇所を簡易測定器等で探してください。軒下、雨樋、道路の
	側溝、植え込み等には、放射性物質を含む堆積物(落葉や土砂)がたまり、周辺の空間
	線量が高くなることがあります。
	放射性物質が付着した表土の削り取り、落葉や土砂の除去、雨樋下や道路の側溝の
	清掃など、それぞれの状況に応じて対処してください。
	表土の除去をする際は、セシウムは表土から数センチにほとんどが存在しているの
	で、表土を薄く(5 cm 程度)削り取ったり、下層の土と入れ替える(天地返し)こと
	で、放射性物質の影響を抑えることができます。
	除去した土の保管方法としては、ビニール袋等で包んだ上で、地中に埋めれば放射
	線を遮蔽することが出来ます。敷地の端に置き、ブロック塀等で囲むのも一つの方法
	です。
県庁 HP	0
該当	
ページ	

### 4 除染の対応について

Q4-3	除染で発生した土(汚泥)等の処分は、どうしたらよいか。
A4-3	市によって取扱いが異なるので、詳細については、除染前にお住まいの市町村へ御相談をお願いします。 一般的には、庭土、側溝の汚泥、落ち葉、その他のごみに分別されます。これらを混ぜてしまうと、回収してもらえるはずのものが、回収してもらえなくなることもあるので、分別管理されるよう注意してください。
県庁 HP	0
該当	
ページ	

Q4-4	個人宅の除染を行う場合、どこに頼めばよいか。また、費用はどこかに請求できるの
	か。
A4-4	今回の事故は、国の原子力政策の中で発生したものであり、国と東京電力の責任に
	おいて負担されるべきと認識しております。
	放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域に指定された以下の
	9 市であれば、市が除染実施計画を定めて、市内の除染等の措置を実施してきたとこ
	ろですので、該当する場合には、除染前にお住まいの市に一度確認をお願いします。
	〇 汚染状況重点調査地域(県内9市)
	松戸市・野田市・佐倉市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ケ谷市・印西市・白井市
	なお、個人的に除染した場合の費用については、東京電力に対して損害賠償をする
	ことが可能ですので、除染前に事前に御相談ください。(電話 0120-926-404)
県庁 HP	0
該当	
ページ	

## 4 除染の対応について

Q4-5	県立学校の除染の状況について教えてほしい。
A4-5	県教育庁では、平成 24 年 4 月に策定された「千葉県放射性物質除染実施プラン」に基づき、除染プラン対象施設のうち、計測測定時に除染対策目標である毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える線量が計測された県立学校について、平成 24 年度に 19 施設の除染作業を行いました。その後、県教育庁では、除染実施プラン対象施設について、モニタリングを実施しましたが、対策目標値を超えた事例はなく、線量の上昇傾向も確認されませんでした。なお、除染実施プラン対象施設のうち、平成 26 年度に 3 施設、平成 29 年度に 6 施設の生徒等が日常的に立ち入る場所ではない局所において、除染作業を行いました。今後は、学校等から状況確認等の要望がある場合、必要に応じて個別に対応してまいります。
県庁 HP	〇 県立学校・教育関連施設の放射線量の測定結果
該当ページ	https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/baa/housha/f1/ken/kyouiku/index.html